

幼稚園等を利用している方へ

【対象者・利用料】

- **幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの子供たちの入園料・保育料が月額上限2.57万円まで無償になります。**

- 通園送迎費、給食費(主食・副食費)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。
(注)国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償となります。

- **幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの子供たちの預かり保育に係る費用が月額上限1.13万円まで無償になります。**

- 対象者は共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象になります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動いたします。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

(注) 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

(注) 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

- **無償化の対象となるには「認定申請書」の提出が必要です。**
美浜町在住の方は役場健康・子育て課にて認定申請書を受け取り、必要事項を記入の上、期日までにご提出ください。

詳しくは下記へお問い合わせください。

厚生部 健康・子育て課 子育て支援係 TEL: 0569-82-1111 (内線222・262)